

京阪奈三教育大学の事務局機能に関する専門部会設置要項

第1 趣旨

京阪奈三教育大学連携推進協議会設置要項第2条第8号及び第8条の定めるところにより、専門部会として「事務局機能に関する専門部会」を設置する。本専門部会は、最近の国立大学法人をめぐる議論・状況を踏まえ、京都教育大学、大阪教育大学及び奈良教育大学の各事務局の連携協力による共通業務の合理化・効率化等について検討を行う。

第2 構成

- (1) 専門部会は、各大学事務局長をもって組織する。
- (2) 前号に掲げる者のほか、必要に応じ関係部課長を構成員に加えることができる。

第3 作業チーム

- (1) 専門部会に作業チームを置き、専門部会が推薦する関係部課長等をもって組織する。
- (2) 作業チームは、本件に関する実質的な検討を行い、専門部会に報告する。

第4 事務

専門部会の事務は、その開催の都度、別に定める。

附 則

本要項は、平成22年11月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年5月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。